

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和6年5月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理 由番号）	WTO
1	御堂筋デジタル技術活用検討業務 委託ー2	道路	株式会社オリエ ンタルコンサル タンツ	¥104,995,000	5月14日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G5	－
2	御堂筋道路空間再編調査検討業務 委託ー2	道路	株式会社オリエ ンタルコンサル タンツ	¥251,515,000	5月14日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G5	－
3	中之島周辺の検証等業務委託ー2	道路	株式会社修成建設 コンサルタント	¥61,996,000	5月21日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G5	－
4	令和6年度 御堂筋道路空間再編工 事等に伴う工事監督総合支援業務 委託	道路	一般財団法人都 市技術センター	¥33,407,000	5月14日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G5	－
5								
6								
7								
8								
9								

1

随意契約理由書

1 案件名称

御堂筋デジタル技術活用検討業務委託－ 2

2 契約相手方

株式会社オリエンタルコンサルタンツ

3 随意契約理由

本業務を行うためには、御堂筋をとりまく社会状況や、道路空間再編に関する知識などを有し、事業の全体像を俯瞰的に把握しつつ、きめ細やかな課題を抽出し、その原因を検証し、デジタル技術の活用検討を行い、事業のスマート化などへの対策や方向性を示すなど、総合的にまとめる高い技術力が求められる。

今回、荷捌きスペースの適正利用及び地域特性を反映した回遊状況の把握に向けた検討プロセスや、データのオープン化に向けた検討プロセスについて一律的に定められるものではないため、総合的な技術力、高度な知識や豊富な経験、構想力などが本業務の成果に直結するものである。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社オリエンタルコンサルタンツが契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社オリエンタルコンサルタンツと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部企画課道路空間再編担当 （電話番号：06-6615-6786）

随意契約理由書

1 案件名称

御堂筋道路空間再編調査検討業務委託－ 2

2 契約相手方

株式会社オリエンタルコンサルタンツ

3 随意契約理由

本業務を行うためには、御堂筋をとりまく社会状況や、道路空間再編に関する知識などを有し、事業の全体像を俯瞰的に把握しつつ、きめ細やかな課題を正確に抽出し、その原因を検証し、速やかに対策の立案ができるといった高い技術力が求められるとともに、短時間で実行できる総合的な調整能力も求められる。

道路空間再編事業は全国的にも先進的な事業であり、既整備区間とのエリア特性の違い、アフターコロナの交通状況、新規整備区間での検証課題を踏まえつつ、効果的な社会実験計画および検証結果の反映、今後の進め方について一律的に定められるものではないため、総合的な技術力、高度な知識や豊富な経験、構想力などが本業務の成果に直結するものである。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社オリエンタルコンサルタンツが契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社オリエンタルコンサルタンツと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部企画課道路空間再編担当（電話番号：06-6615-6786）

随意契約理由書

1 案件名称

中之島周辺の検証等業務委託－ 2

2 契約相手方

株式会社修成建設コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を実施するためには、都市計画、にぎわい・魅力向上、景観などの複数分野における検証が必要となるため、都市計画、地域計画、景観デザインなどの専門的な知識とそれらを取りまとめる総合的な判断が求められる。

また、当地区に望ましい利活用の誘導を行うことや、運営・維持管理上の課題の抽出、歩行者空間化による波及効果を評価するためには、最も効果的な調査手法、分析手法、改善方策が求められる。これらは高い技術力が求められることから、各手法や方策について、独自の構想力、企画力、提案力を活かしながら、今後の持続的な維持管理運営を実現するための方向性や一体的な歩行者空間化の実現方策について提案を受ける。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社修成建設コンサルタントが契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社修成建設コンサルタントと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部企画課道路空間再編担 （電話番号：06-6615-6785）

4

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 御堂筋道路空間再編工事等に伴う工事監督総合支援業務委託

2 契約相手方

一般財団法人都市技術センター

3 随意契約理由

本業務を実施するためには、道路空間再編事業の目的はもとより、3つの事業の品質管理、工事監理業務など施工管理における専門的な技術力に加え、現場状況に応じた最適な技術提案、助言を行う技術・企画力が求められる。

施工期間中を通じて品質管理・検査、工事監理などの基礎業務により得られた情報をもとに、工事アドバイザー業務を実施するとともに、本市監督業務を支援し、その結果をさらに基礎業務に反映することとなるが、多種多様な現場条件・状況への対応策が必要となることから、総合的な技術力、高度な知識や豊富な経験、企画力などが本業務の成果に直結する。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人都市技術センターが契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人都市技術センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部企画課道路空間再編担当 （電話番号：06-6615-6786）